

## 第 2 章

# 景観形成の理念・目標・方針

1. 基本理念と基本目標
2. 景観形成の基本方針

# 第 2 章 景観形成の目標・方針・理念

## 1. 基本理念と基本目標

本市の景観特性を踏まえ、前章でまとめた景観形成の課題の解決に向けて、以下の基本理念のもと、基本目標を掲げて景観形成を進めていきます。

－基本理念－ 豊かな自然に抱かれた 住み続けたいまち 八王子

### <基本目標 1> 山並み・河川・街道を軸として、地域をつなぐ景観づくり

「八王子らしい景観」のイメージを市民が共有できるように、本市の景観を構成する重要な骨格である山並みや丘陵地のみどり、河川、幹線道路等を、多彩な地域をつなぐ軸として際立たせ、都市と自然、地域と地域の関係性を高めます。

### <基本目標 2> 賑わい・活力・交流を育む景観づくり

八王子駅をはじめとする駅周辺や、高尾山等の自然や歴史的環境を活かした公園や観光地等について、多くの市民や来訪者が訪れ、集い、交流する拠点として、賑わいや活力、風格が感じられる、本市の顔にふさわしい景観づくりをめざします。

### <基本目標 3> 地域の特色に根ざした暮らし・営みを支える景観づくり

豊かな自然が溢れる山地、懐かしさを感じさせる里山や田園集落、宿場町や織物のまちから発展した既成市街地、ニュータウン、商業集積地や工業地等、それぞれの地域の成り立ちや個性に根ざした、多彩な魅力を引き立てます。

### <基本目標 4> 歴史・文化・四季・眺めを活かし、暮らしを彩る景観づくり

歴史的な面影を残すまち並みや地域の歴史的資源、伝統行事や祭事等を守り育み、豊かな自然が支える四季の情景や、地形の変化が生み出す特徴的な眺めを活かしながら、心地よく豊かな生活が感じられる景観づくりをめざします。

### <基本目標 5> 協働で進める景観づくり

市民、事業者、市等の、都市活動を行う全ての主体が景観づくりの主役であることを理解し、それぞれの役割を担い、協力して取り組むことにより、八王子の美しい景観を将来にわたって守り育みます。

## 2. 景観形成の基本方針

景観形成の基本理念及び基本目標を踏まえ、景観を構成する様々な要素についての基本方針をまとめます。

### (1) 景観の軸づくり

山並みや河川、幹線道路等が地域をつなぎ、都市全体の連続性が感じられる多彩な景観の形成や保全を図るための基本的な方針を定めます。

#### ① 山並みの軸



##### 【対象】

陣馬山や高尾山、加住丘陵や多摩丘陵等の市街地を取り囲む山並みや丘陵地

##### 【方針】

- 市街地を取り囲む山並みや丘陵地の自然景観を保全する
- 豊かな自然と良好な眺望を活かした景観を形成する

#### ② 河川の軸



##### 【対象】

市域を流れる河川（浅川・多摩川・南浅川・大栗川・大田川・湯殿川等）

##### 【方針】

- 豊かな自然やまち並みと調和した水辺の景観を形成する
- 親水性と眺望を楽しめる水辺の景観を形成する

#### ③ 都市中心軸



##### 【対象】

甲州街道（国道20号）・国道16号・桑並木通り・とちの木通り等

##### 【方針】

- 都市の顔として風格のある沿道景観を形成する
- 緑豊かな心地よい沿道景観を形成する

#### ④地域連携軸



##### 【対象】

滝山街道・秋川街道・高尾街道・陣馬街道・北野街道・野猿街道等

##### 【方針】

○地域性を活かした沿道景観を形成する

### (2) 景観の拠点づくり

自然、歴史文化、都市活動や交流等、多くの人々が集う拠点性を有する地区や公共性の高い地区について、地区の個性と魅力を高め都市の活性化につなげていくための基本的な方針を定めます。

#### ①緑・水辺の拠点



##### 【対象】

小宮公園・長池公園・六本杉公園等

##### 【方針】

○緑と水辺が一体となった潤いと憩いのある景観を形成する

○自然と調和した心地よいまち並みを形成する

#### ②歴史文化の拠点



##### 【対象】

高尾山・多摩御陵周辺・八王子城跡・滝山公園・片倉城跡公園・絹の道等

##### 【方針】

○歴史文化を伝える風情ある景観を形成する

#### ③都市の拠点



##### 【対象】

JR八王子駅～京王八王子駅周辺

##### 【方針】

○風格と活気のある中心市街地の景観を形成する

○八王子を印象づける景観を形成する

#### ④地域・交流の拠点



##### 【対象】

高尾駅・高尾山口駅・南大沢駅・北野駅・  
八王子みなみ野駅等 各駅の周辺

##### 【方針】

○地域性の感じられる快適で賑わいのある景観を形成する

### (3) 土地利用類型別の景観づくり

都市計画マスタープランの土地利用方針や景観のまとまり等を踏まえた景観形成を進めるため、土地利用の類型区分別の基本的な方針を定めます。

#### ①自然系



##### 【対象】

山地や山林、市街地近郊の斜面緑地、農地  
及びその周辺

##### 【方針】

- 山岳や溪谷等の自然美を保全する
- 山並みを借景とした緑豊かな景観を形成する
- 農地や斜面緑地の適切な維持管理により潤いのある景観を形成する
- 自然との調和や眺めに配慮した景観を形成する
- 集落や寺社と周辺の自然が一体となった景観を保全する

#### ②住居系



##### 【対象】

住宅地及び住宅を主として商業サービス施設等が  
混在する市街地

##### 【方針】

- 周辺の自然と調和したゆとりと落ち着きのあるまち並みを形成する
- まち並みと調和した住宅団地の景観を形成する
- 商店街等では、賑わいとともにも周辺のまち並みとの連続性が感じられる市街地景観を形成する

### ③ 商業系



#### 【対象】

駅周辺等に広がる商業業務集積地

#### 【方針】

- 賑わいと個性のある商業地景観を形成する
- ヒューマンスケールを基調としたまち並みを形成する

### ④ 工業系



#### 【対象】

工場や流通施設、研究施設等の集積地

#### 【方針】

- 周辺の自然や市街地と調和した景観を形成する

### ⑤ 沿道系



#### 【対象】

主要幹線道路沿道で、住宅地や商業サービス施設等が立地する地区

#### 【方針】

- 周辺環境と調和した、一定の秩序が感じられる景観を形成する